

広島平和記念公園中心部の変容（一九四九—一九六四）

——「平和広場」の消滅と「平和の灯」設置が意味するもの——

越 前 俊 也

はじめに

広島平和記念公園（図1）は、一九四九年の七月、丹下健三（一九一三—二〇〇五）ら四名の建築家⁽¹⁾が提出した競技設計案を元に、広島市が造成管理している公共施設である。競技審査評は、同案が「一〇〇米道路に面する敷地境界線の中心とこの元産業奨励館をつなぐ……線を主軸として諸種の建造物や園内諸施設を配置したこと」⁽²⁾を高く評価し、これを一等当選とした。元産業奨励館、すなわち、原爆ドームを見通す軸線によって同公園を評価する語りは、その後も踏襲され、近年開催された展覧会においても、同公園は、その「一直線上に望む祈念の景観軸」⁽³⁾という決まり文句によって、紹介されている。



図1 広島平和記念公園中心部航空写真（画面上が北の方位）

さらに、この軸線を基本とする平面構成や建造物のかたちが、丹下が、戦時中のコンベで一等当選した「大東亜共栄圏建設營造計画」のうち「忠霊神域」を引き継ぐものであり、伊勢神宮や厳島神社に根本的に通じているという指摘が、建築史家たちによって、繰り返しなされてきた⁽⁴⁾。同公園は、それにより、二〇世紀の近代建築による「聖地創造」であったとまでいわれている⁽⁵⁾。

ところが、一九四九年四月に広島市が公募した設計要件には、同公園が「聖地」であるべき必要条件ともいえる追悼施設の建設は含まれていない⁽⁶⁾。この公園が「聖地」の様相を帯びるのは、丹下による現状の碑が設置された一九五二年八月以降のことになる。この時以来、碑設置に加え、公園中心部に段差が設けられ、「追悼空間」が他の敷地から区別される。さらに五七年、碑周辺三方に、堀割のようなかたちをした「平和の池」が巡らされる。六四年には、「平和の灯」と名付けられた構造物が設置され、それにもない「平和の池」はプールのようなかたちをした大掛かりなものに拡張された。その結果、碑後方の敷地は、人が立入不能となり、今日の公園中心部の状態が、ほぼ完成する。

先に触れた「忠霊神域」や伊勢や厳島の神社と同公園をつなげる言説は、一九七〇年以降に登場したものである。そして、その論理は、六四年に固まった現状の公園中心部の形状を他と比較した結果に基づいている⁽⁷⁾。つまり、それらは、この公園が、発案、碑設置、池の設営、さらには灯造営と池の拡張、と段階的に姿を変えてきたことに対する分析を行っていない。

それに対し、本稿は、この公園中心部の段階的变化に注目する。そして、それを各時代の政治や社会情勢と照らし合わせてゆく。一九六四年に固定化した現状の公園は、四九年の当選案趣旨とも、五二年の碑設置当初の趣とも異なる別物であることを強調する。それぞれの変化は、それぞれの時代の意思と心情に対応した結果であり、今日、我々

が目になっている同公園中心付近の造形は、必ずしも一人の建築家の一貫した理念に基づいているものではないと考える。そのことを明らかにしておく。

そのために、第一章では「平和広場」を取り上げる。この敷地は、基本設計の段階では計画全体の要であった。にもかかわらず、碑設置による設計変更にともない、当初の意味合いを変え、最終的には、広場ですらなくなってしまう。そうしたことに注意を促す。第二章では碑設置にともない生まれた「追悼空間」を問題とする。一九五七年、碑台座周囲に「平和の池」が巡らされ、それ以降、段階的に「追悼空間」から人の立ち入りが退けられてゆく。その背景には、「原子力の平和利用」という時代の意思と、それを受け入れてゆく市民感情が絡んでいる。そのことを明らかにする。以上のことから、広島平和記念公園中心部は、碑設置以降、「聖地創造」というよりも、むしろ、「世俗の権力力学の交差点」であると読み直すこと。それが、本稿の目指すところである。

第一章 「平和広場」の変容と消滅

第一節 計画当初の「平和広場」の重要性（一九四九—一九五二）

一九四九年八月六日、広島市は「広島平和記念都市建設法」の公布施行に合わせ、同年四月に公募を開始していた「平和記念公園及び記念館」の競技設計当選者を発表した。これを受け、同年一〇月、日本建築学会は、学会誌に同コンペの当選案を掲載する。そこに、丹下らが載せた全体計画平面図は、一〇〇米道路を上、原爆ドームを下に配した図面（図2）であった⁸⁾。それにより、図面上の南北方位は、通常の地図と較べ、ほぼ逆転した不自然なものとなっている。したがって、そこに、設計者の何らかの意図が反映されていると推測することができる。

てとれる。また、翌年製作した石膏模型の写真(図4)は、この計画が原爆ドームを起点にして、そこから、遊歩道をまっすぐ歩くことでこの敷地に至ることを重要な要素と考えていたことを物語っている。丹下らは、そこを「平和

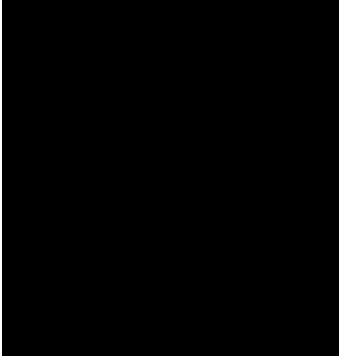


図4 広島平和記念公園計画石膏模型 (1950年)

この図面で目を引く存在は、中央上に位置する縦長逆台形の敷地である。建造物がないことも相俟って、そこは際立って見える。さらに、左手真横から入る直線道路がこの場を強調している。新たに橋を架けない限り実現不可能で、その後も二度と計画に上らなかつたこの橋と道は、公園より東、すなわち、広島駅方面からの人の流れの導入を意味している。つまり、この逆台形の敷地には、広島駅と図面下に見える原爆ドーム、さらには、一〇〇米道路の三方からの導線が引かれている。この敷地を重視し、計画の中心に据えていたことは、鳥瞰図(図3)からも見

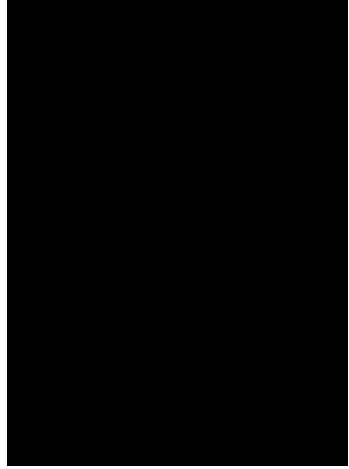


図2 広島平和記念公園全体計画平面図 (1949年) (画面上が南南西の方位)

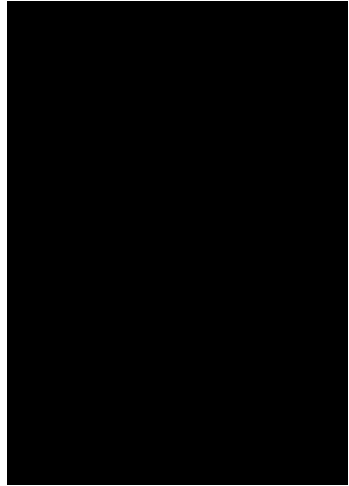


図3 広島平和記念公園計画鳥瞰図 (1949年)

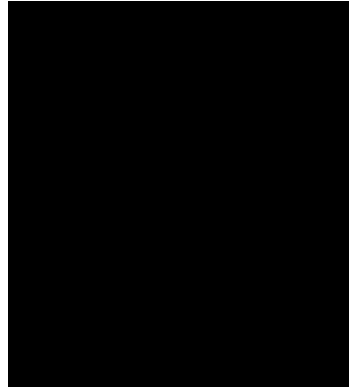


図5 広島平和総合公園計画配置図（部分、1950年）、広島市公文書館蔵

広場」と名付けていた。

一等当選案要旨で、彼らが好んで用いた言葉は、「平和をつくりだす工場」と「コミュニティ・センター」であった⁽⁹⁾。そのため、市民が集う広場は、「世界会議ができる集会場」（公会堂）とならんで、本計画で、最も重要な「施設」の一つであった。そこには、「平和運動推進と市民生活再建」の「実質的な機能」⁽¹⁰⁾が期待されていたのである。

「都市のコア」をテーマに、この年開催された第八回 CIAM（近代建築国際会議）のため、彼らが前年用意した図面（図5）には、Peace Square（平和広場）の文字を Peace Hall（平和記念館）や Peace Arch（平和アーチ）と同じ大きさで記している。「平和広場」は、丹下が同会議で世界デビューした際、まぎれもなく、彼らの計画の「コア」になっていた。CIAMに提出した設計趣旨では、自らが計画をギリシアのアゴラやローマのフォーラム、あるいは、イタリア諸都市のピアッツアにもなぞらえている⁽¹¹⁾。その中心に「平和広場」を置いていたのである。

日本国憲法草案作成を主導したGHQ民政局は、四七年五月の憲法施行前後から、片山哲（一八八七—一九七八、日本社会党、首相在位1947.5.24-1948.3.10）や吉田均（一八八七—一九五七、民主党、首相在位1948.3.10-10.15）のリベラルな内閣を支持してきた。同年四月九日、公職選挙法による初の広島市長に就任した浜井信三（一九〇五—一九六八、広島市長在任期間1947.4-1955.4, 1959.5-1967.4）の支持基盤もまた日本社会党であった⁽¹²⁾。四八年六月の昭和電工疑獄事件発覚以降、GHQと中央政界は保守派が主導権を握っていくが、四九年二月起草の「広島

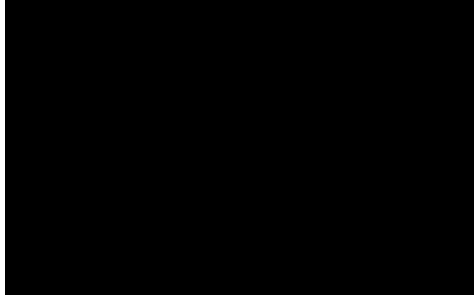


図6 イサム・ノグチ *Hiroshima Memorial to the Dead* 模型（1952年）



図7 広島平和記念式典（1952年8月6日）

平和記念都市建設法」は、左派の広島市政が、再軍備を視野に入れた保守派の吉田茂（一八七八—一九六七）、自由党、第二期首相在位1948.10.15-1954.12.10）内閣に対し、平和憲法堅持の立場を示した法律であった、ということもできる¹³⁾。

法案草稿について、四九年三月に相談を受けたGHQ国会担当官ジャスティン・ウィリアムズは、その内容が「日本国憲法の不戦条項や、で

きる限り広範囲にわたって、日本人の自主性と希望にそってことを進めていこうとする政策¹⁴⁾と判断し、翌日にはマッカーサーのもとに草稿を届けた旨を書き残している。丹下らの当選案要旨は、四九年五月に衆参可決した同法案の意図を汲む気概に満ちている。図面で際立つ「平和広場」に、その意思表示を見てとることができる。

第二節 「追悼空間」出現にともなう「平和広場」の消滅（一九五二）

一九五二年一月、イサム・ノグチ（一九〇四—一九八八）は、丹下の依頼により原爆死没者の追悼施設の模型写真等一連の書類を広島市に提出した¹⁵⁾。*Hiroshima Memorial to the Dead* と名付けられたその計画（図6）は、丹下らが

「平和広場」と名付けた場と碑を置く場の間に段差を設けるものであった。それにより、碑周辺は、いわば「追悼空間」として「平和広場」から区別される。すべてを平地の上に計画し、人の流れを「平和広場」に呼び込もうとした丹下らの設計案（図2—図5）にはない発想であった。加えて、ノグチ案は、碑台座と拝礼台を白大理石のような素材で、「追悼空間」から一段高く設けていた。広場から見れば、拝礼台は、参拝者を際立たせるステージとして機能する計画となっていた。それに対し、ノグチ案の却下を受け、同年四月までに丹下が急遽提出したプランは、広場と碑がある「追悼空間」の間に、碑台座と同寸法の幅広な大階段（図7）を設定した。段差を設ける点で、丹下案はノグチ案のように参拝者を際立たせることはなくなった。

この大階段によってもたらされたものに関して、二通りの捉え方が可能である。一つには、ノグチ案の階段に較べ、物理的に単純に大幅に広がったため、「追悼空間」と「平和広場」の往來の自由度が増したという見方である。後述するように、碑設置後数年間、この両者間は、わけへだてが希薄なものとして市民に受け止められ、実際、そのように利用された。

ところが、もう一つは、大階段の設置により、広場が「儀式空間」の様相を呈したという見方を示すことができる。それも、「忠霊神域」や神社のそれではなく、京都御所紫宸殿南庭の平面配置（図8）に似た、という見方をここに提案したい。というの

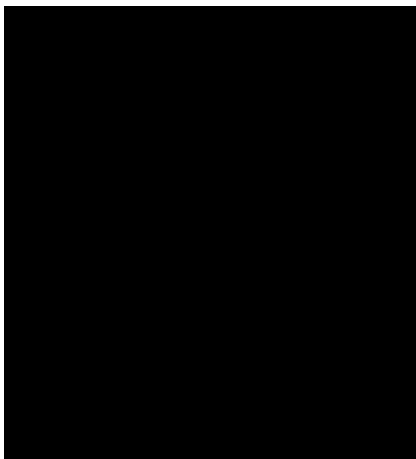


図8 京都御所の現状平面配置図（部分、1954年作図）

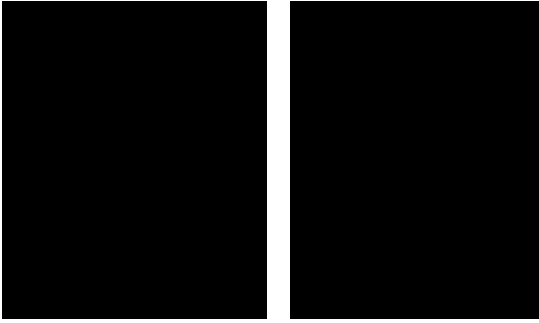


図9 (左) 広島平和記念会館総合計画（部分、1952年）
 (右) 広島平和記念公園全体計画平面図=図2（部分、1949年）

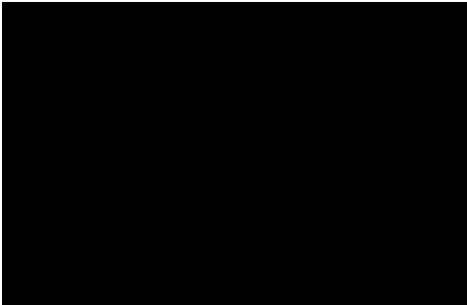


図10 在盤谷日本文化会館懸賞設計丹下健三案：外観パース（部分、1943年）

も、まず、五二年案は、四九年案と較べ、「追悼空間」をつくった分だけ、台形が寸詰まりとなり、「平和広場」の形状が方形に近づいたと指摘できる（図9）。これにより、この場から、かつて「忠霊神域」のなかで同様の縦長台形の敷地であった国民広場で志したような「群衆が群れ集うなかで醸し出される政治的な陶酔」¹⁰を演出する要素が薄れる。かといって、それは、神社の拝殿前のような、厳肅ではあるが狭い空間でもない。充分なスペースをもちながら、普段人をそこに入れない「何も無い空間」、つまりは、皇居前広場のような様相を呈しているのである¹¹。そして、この方形に近づいた空間は、大階段でその上の空間とつながっている。これは、丹下が在盤谷日本文化会館コン

ペ（図10、一九四三年）に際し、寢殿造りのかたちをモデルにして、すでに

一度試みているものでもある。そこに、紫宸殿とその南庭の關係がすでに現れていたことを見ることができ。これが二つ目の捉え方である。

二つ目の見方に立てば、それは、人が集う「平和広場」を中心に据えた四九年案に較べ、イデオロギー的に見て、転向といっても過言ではないデザイン変更である。しかし、丹下には、そのようなことをするだけの理由と背景があった。ノグチ案を強行却下した

張本人が、丹下の恩師・岸田日出刀（一八九九—一九六六）であったことに理由を求めることができる。岸田の回顧によると、「今（一九五二年一月一〇日）引用者註」から十数年前、わたくしは殆ど毎年京都御所を具さに拝観する機会に恵まれ^{四〇}、それは東大建築学科の学生をともしなうものであった。それは、丹下が同学科大学院に在籍した期間（一九四一—一九四六）に相当する。そこから、在盤谷日本文化会館が生まれたと見做すことも出来よう。また、丹下が碑とその周辺を設計していた頃、すなわち、五二年三月から四月にかけて、岸田は、ちようど、自ら撮影した写真の掲載を中心にした写真集『京都御所』の出版準備を進めていた。こうしたことが背景にあたる。つまり、丹下が、恩師に無断でノグチ案を進めた件で、彼の怒りを鎮めようとしたのであるならば、そこに紫宸殿と南庭の平面構成を取り入れる条件は、少なからず揃っていたことになる。

いずれにせよ、一九五二年四月に提出し、わずか四ヶ月で実現した碑とその周辺プランは、それにともしない、四九年案にあった「平和広場」の性格を根本的に変えるものとなった。元案にはあった、原爆ドームからの遊歩道と、橋を架けて広島駅方面から人を導いていた道路は消える。人がそこに至るには、一〇〇道路から平和資料館のゲートにくぐる一方向に限られる。また、原爆ドームと碑の間は、花壇を想定した地割がし直され、人の往来は排除される。段差から碑周辺までを「追悼空間」として、その後方から原爆ドームまでを聖域とする想定が、ここに生まれる。そして、以後、段差下の敷地に「平和広場」という文字は、二度と付されなくなっていく。

第三節 「旧平和広場」の初期受容から分断まで（一九五三—一九六〇）

実際、かつて「平和広場」と名付けられていたこの敷地は、前節で述べた二通りの受けとめ方によって受容されてゆく。とはいえ、それは、以下に述べるよう、時間の経過とともに、前者から後者へ、すなわち、「追悼空間」との

往来自由度が高いものから、「儀式空間」的性格が濃いものへと移行するものであった。

碑設置の翌年にあたる一九五三年八月六日に撮影された写真（図11）は、平和記念式典後に「平和広場」で演じられた女子学生のダンスを見物するため、多くの市民が大階段や碑台座にまで上がり込んでいる様を捉えている。同じ写真には、碑の原爆死没者過去帳安置箱を覗き込む市民も大勢写っている。つまり、この時、かつての「平和広場」は、文字通り「市民生活再建の実質的機能」を果たしていた。そして、ここに写る市民は過去帳に眠る死没者に寄り添い、彼らとともに、平和享受の催しに眼差しを広場に向けている。次節で改めて述べるが、市民のこのような態度は、少なくとも、被爆一〇周年にあたる一九五五年までは続いていた。

ところが、碑の設置から五年目にあたる一九五七年八月六日の式典に、昭和天皇の末弟にあたる三笠宮崇仁（一九一五—二〇一六）とその妻百合子（一九二三—）が参列したことにより、事態が変わる。皇室による式典参列は、四年の高松宮夫妻に続き二度目であった。とはいえ、同年同日の世界平和聖堂完工式出席を兼ね、「一市民としての参列」¹⁹⁾した彼らに対し、三笠宮夫妻の参拝は、公式行事に組み込まれ、新聞でも大きく報道された（図12）。同じ紙面の写真には、「追悼空間」段差下の敷地中央に、碑に向け、真っ直ぐな道が通されていることが認められる。これは、前年までの式典写真では確認できないもので、この通路によって広場は分断されている。警備のため取られた措

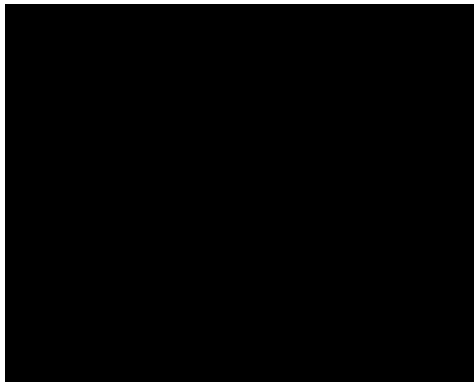


図11 平和記念式典終了後、旧平和広場でダンスを踊る女学生（1953年8月6日）

置であろうが、これにより式典参列者の眼差しは、夫妻が「追悼空間」に至るまで、彼らが歩みを進めるこの道に注がれることになり、その後はじめて、式典が行われたことになる。こうした状況

は、かつての「平和広場」が「儀式空間」に移行してゆく先駆けとなった。

この直線通路は、その意味合いを変えながら、その後も継承されてゆく。それはまず、五八年四月一日から五月二〇日にかけて、市主催の「広島復興大博覧会」が開催され、第一会場に「旧平和広場」の敷地があてられたことによる。会場略図（図13）は、広場の両脇に、緑日の露天のような仮設小屋が軒を連ねたことを伝えている²⁰。平和記念資料館は「原子力科学館」と名を替え、博覧会の第二会場とされた。八ヶ月前に三笠宮夫妻の参拝に、市民が眼差しを向けた広場中央付近は、彼ら自身が往来する通りとなり、「追悼空間」には、この際、市民は誘導されなかった。また、この年の平和記念式典には、高松宮夫妻が、今度は、公式に参列した²¹。これにより、広場中央の直線通路が復活したと考えられるが、その確証を今のところ、筆者は掴んでいない。

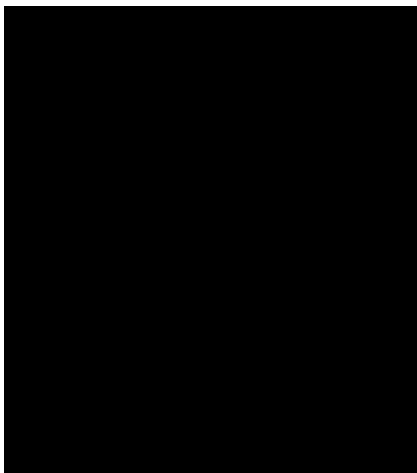


図12 『毎日新聞大阪版』1957年8月6日夕刊一面部分

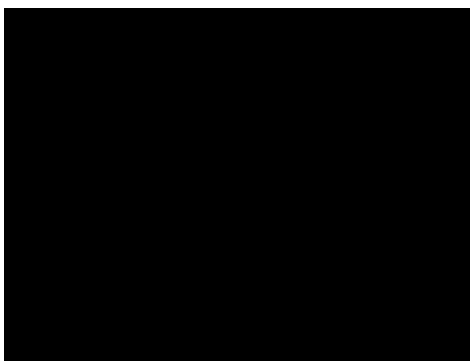


図13 広島復興大博覧会第一会場見取り図部分(1958)

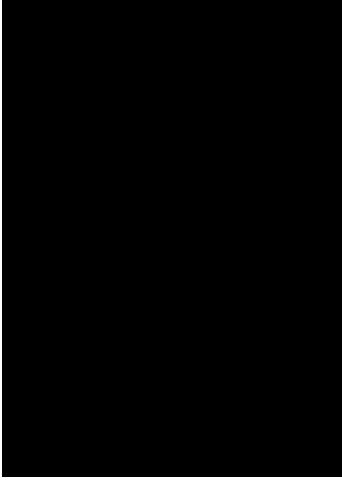


図 15 平和記念式典（1960年8月6日）

五年の記念館完成時の写真として掲載している²⁰。「参道」は、四九年に志していた「平和広場」の理念にしたがえば、その機能を破壊するものである。にもかかわらず、丹下らが、この写真を平和記念公園の完成形として好んで用いる事実は、彼らが、設計当初の理念から乖離し、碑を設置した五二年以降からは、「旧平和広場」を「儀式空間」と位置付けている証左ともいえる。

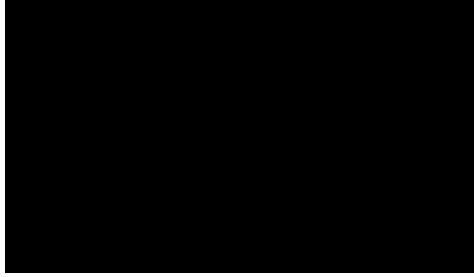


図 14 第五回原水爆禁止世界大会（1959年8月5日）

翌五九年八月五日には、第五回原水爆禁止世界大会が平和記念公園を会場に開かれた。この折には、「追悼空間」が主催者の雛壇席となり、「旧平和広場」は、それに対する参加者席にあてられた。そしてそこに、再び中央通路が設けられる（図14）。

あたかもそれを引き継ぐようなかたちで、翌六〇年の式典には、はっきりと「参道」と呼ぶことができる中央通路が姿を現す。というのも、同年の式典には皇太子（今上天皇 一九三三—）が参列する上に、自ら「追悼の言葉」を式中述べられることになったからである²¹。それにともない「追悼空間」の設えも、五七年以上に整然と整えられる。「参道」が、はっきり姿を現したこの時、読売新聞夕刊一面を飾った写真（図15）を後に丹下らが出版物に好んで用いることにな

かくして、かつての「平和広場」は、一九五七年から六〇年にかけて、一つには、皇室の参拝路として、もう一つには、政治集会の中央通路として、二つの顔を担った直線路によって分断され、広場としての機能を失う。それは、かつてイタリア諸都市のピアツツアにもなぞらえていた場から、式典や政治集会の時以外には、人を排除することも意味していた。さらにいうならば、この敷地が、かろうじて市民往来の場として機能した五八年の復興大博覧会の際は、「追悼空間」ではなく、原子力科学館に向かう人々の通路と化していたのである。

第二章 「追悼空間」の変容

第一節 「追悼空間」設計者の意図とその初期受容（一九五二—一九五五）

ここからは、「追悼空間」について論じるため、改めて時代を一九五二年の碑設置時から始めることとする。この年の八月六日の碑除幕にともない現れた「追悼空間」は、段差ばかりではなく、碑台座を囲む柵により周囲から差別化されていた（図16）。碑台座四方に階段を設けたノグチ案（図6）とは、その点でも異なっていた。追悼のための碑について、ノグチはそれを Memorial、丹下は慰霊碑と呼び続けた²⁴。この両者の死者に対する考え方の相違が、かたちとなって現れている。ノグチは、碑の形状を原爆の爆風キノコに漠然と似せることを考えていた²⁵。それにより、悲劇の原因を来訪者に直接想起させる警告記念碑の意味合いを持たせようとした。これに対し、丹下は、「ここに安らかに眠る人の霊を雨霜から守りたいという気持ち」²⁶を埴輪の屋根のかたちに

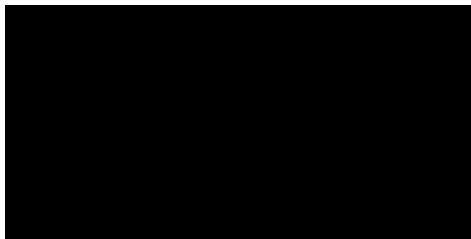


図16 丹下健三「慰霊碑」側面（1952年）

した。つまり、ノグチは生者に、原爆そのものを思い出させることで死者とつながり、それにより、生者が奮い立つことを念頭に置いていた。そのため、参拝者が死没者過去帳の安置されている地下室へ下った後、再び上って来た際、一人ひとりがステージで際立つことを「追悼空間」設計の要とした。それに対し、丹下は、生者の死者に対するいたわりの気持ちを屋根のかたちで示し、死者はその場で眠り続けることを願っている。それによって、生者が鎮まることが想定していた¹⁰。そのため、死者と生者の間には、区別をつけるための結界が必要とされ、それが柵とかたちで表された訳である。

にもかかわらず、設置後しばらく、丹下がデザインした碑は、人が入ることができない空間として扱われなかった。まず、五二年に除幕された時の新聞で、それは「トンネル式」と紹介され、「くぐり抜けることができる」と報じられた¹¹。事実、この年の式典終了後、安置箱を覗くため、多くの市民が柵を越えて台座に上り、碑中に入り込む（図17）。同様のことが五三年にもあったことは、前章第三節で見た通りである。同じ状況が、五四年の式典後にも繰り返された。

一九五五年三月、公会堂として、丹下が自らの設計に執着した建物が、ホテル併設の設計変更を余儀なくされた末、最終的には広島建築家の手によって設計し直され、竣工する。同年四月には、四七年の当選以来、二期八年にわたり平和記念都市建設を推進してきた浜井信三が、市長選で落選する。当選した保守系の渡辺忠雄が掲げた公約は、一〇〇米道路の敷地内にアパートを建設することであった。記念

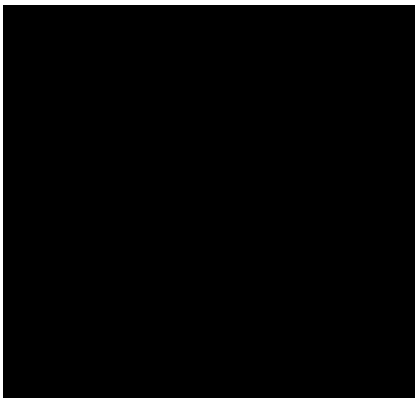


図17 原爆死没者慰霊碑の原爆死没者名簿を見る市民（1952年8月6日）

事業を推進するよりも住宅を求める市民の声が勝る時代になっていた。記念館本館の竣工は、市長選翌月の五月であった。丹下は、その後、浜井が市長に返り咲く五九年五月まで、仕事の面では、広島市と没交渉となる。

一方、一九五四年三月の第五福竜丸のビキニ環礁被曝事件に端を発して結成された原水爆禁止署名運動広島協議会は、同年九月に委員会を開き、翌年広島で世界大会を開催する方針を打ち出す。これを受けて主催者は、五五年八月六日に原水爆禁止世界大会を、竣工予定の公会堂を主会場として、開催すると決定した。その結果、この年の式典参列者数は、前年の二万人から五万人に膨れ上がる。

被爆一〇周年にあたる一九五五年の式典は、こうしたさまざまな思惑が錯綜するなかで執り行われた。原水爆禁止世界大会出席のために詰めかけた人々は、会場に収容しきれなくなり、三千人余りの参加者用に、「旧平和広場」が野外会場となる⁸⁹。その折に、撮影された式典終了後の「追悼空間」周辺を写した写真（図18）には、碑に詰めかける多くの人を捉えている。この時点では、まだ、原爆死没者は身近なものであり、彼らとともに平和を希求することが自然であったことが、この写真からうかがえる。

丹下は、この模様を開館直前の平和記念資料館テラスから眺めていた。「5万人の広場」と題した、この時の思い出を綴った文章のなかで、彼は「これらの一連の作品は、もう私のもでなくなった」と感じたことを強調している⁹⁰。その行間には、市長の交代により、自らのプロジェクトが継続できなくなった喪失感と、広場の人の動きが、「忠霊神域」を構想した時に思い描いたような統率のとれたものの実現⁹¹とは、かけ離れている

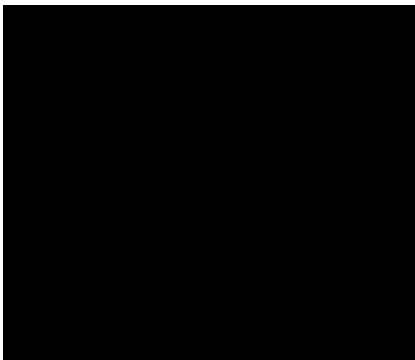


図18 平和記念式典終了後の平和記念公園
(1955年8月6日)

状況を目の当たりにした焦燥感が滲み出ている。

第二節 「追悼空間」およびその周辺の変化（一九五六—一九五八）

ところが、翌五六年の平和記念式典において、「追悼空間」一帯から、広く人の姿が見えなくなる（図19）。前年までの式典では、碑台座両脇に迫っていた人波が見えず、大きな変化と受け止めることができる。その理由として、まず、前年急増した参列者の数を踏まえ、来賓用の仮設座席を前年並みに揃えたであろうことが挙げられる。その結果、式典終了後の人の流れも堰き止められた。しかも、この年の参列者数は前年の半分にも満たない二万人にとどまった。それにより、「旧平和広場」から分断された「追悼空間」の中央に位置する碑は、以前に較べて、孤立したような状況に置かれることとなる。こうした事態が生じた背景には、もう一つ理由が考えられる。それは、以下に述べる、同年にあった出来事が、碑から人を遠ざけたという見方である。

平和記念式典に先立つ二ヶ月あまり前のこの年の五月二十七日、平和記念公園内の資料館を会場として「原子力平和利用博覧会」が開幕した。同会場の主催者は、広島県、広島市、広島大学、中国新聞社、広島アメリカ文化センターであった。中国新聞社は、この催し開幕前に大々的なキャンペーンを張り、自社の夕刊紙上で関連連載を行った。戦後の日本における核エネルギー言説の変遷を包括的に分析した山本昭宏は、そこに掲載された中曾根康弘の談話に「被爆の記憶」と「原子力の夢」を接続させようとする言説の最も典

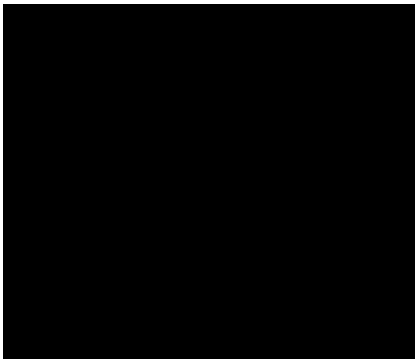


図19 平和記念式典（1956年8月6日）

型的な例を見出している⁸²⁾。中曽根は、そのなかで、次のように述べていた。「広島の人々は世界に向つてもっとも原子力の平和利用を叫ぶ権利がある。われわれはこの業火を新しい文明の火に転換することを広島の人たちの前に誓わねばならない（傍点引用者）」⁸³⁾。つまり、「業火」と「新しい文明」を原子力という用語でつないでゆく誘導が、ここに、顕著に示されているのである。山本によれば、このような言説は、被爆者の間でも受け入れられたという⁸⁴⁾。前章第三節で触れたように、平和記念資料館を原子力科学館に変えてしまうことへの反発が生まれなかった下地づくりは、二年前、つまり五六年から始まっていたことになる。かくして、人々が原爆死没者に対して身近に抱いていた「追悼」意識は、原子力の平和利用推進キャンペーンによって薄められてゆく。それが、この年（五六年）の式典で、「追悼空間」から愕然と人が減ったこと、あるいは碑の孤立したような状況で慰霊式が行われたことにも表れているのではないか。こうした見解をここに示したい。

一九五七年八月三日、碑の台座を囲む南面以外の三方に幅二mの堀割が設けられる（図12参照）。発議者は日本青年会議所広島支部であった。前年一月五日、六日の二日間、同会の全国会員大会が平和記念館本館で開催された際に、記念事業の一環として建設が決定されたものであった。彼らはそれを「平和の池」と命名した⁸⁵⁾。前述したように、この時期、丹下らは、広島市の仕事に関与していない。その上、広島市自体の工事でもない。経済界の主導で進められたこの「記念事業」によって、丹下の「慰霊碑」は、柵と合わせて二重に囲われる。そして、原爆死没者過去帳安置箱へのアクセスは、掘割がない南方からの一箇所に限られる。その結果、五五年までの八月六日のように、式典終了後、市民が碑に詰めかけることは、物理的に完全になくなってしまった。

一九五八年五月五日、「追悼空間」に向つて左後方に、彫刻家の菊池一雄（一九〇八—一九八五）による《原爆の子の像》が建立される（図20）。像のモデルは、被爆後一〇年目に突然、白血病を発症して中学一年生の秋に他界し



図 20 《原爆の子の像》除幕（1958年5月5日）

る原子軌道イメージを髣髴とさせるものであることを指摘しておく必要がある。そもそも、両手を広げた子供の像が、こうしたかたちの台座の上に立っていること自体が、「被爆の記憶」を「原子力の夢」に接続する直接的な視覚化、あるいは、すり替えといっても言い過ぎではないように思える。かくして、一九五〇年代の後半は、「追悼空間」の孤立化が進み、それとは裏腹に、その周辺では、そこに「原子力の夢」に接続しようとする試みが繰り返さされていった。

第三節 「追悼空間」後方の人の排除（一九六三—一九六四）

一九六三年八月六日、平和記念公園で開催を予定していた第九回原水爆禁止世界大会は、「いかなる国の核実験に

た佐々木禎子であった。彼女の同級生らの募金活動によって制作費が捻出されたものである。被爆ではない被曝の問題が前景化する社会現象とも繋がる出来事であった。にもかかわらず、広島をはじめとする日本の戦後社会史を専門とする福岡良明は、この像と広島復興大博覧会の間に「明らかな親和性」があると指摘している。彼は、その根拠として、像の設置場所が同博覧会と同じ平和記念公園内であること、そして、その除幕日が同博覧会の会期中であったことを挙げている⁸⁰。だが、それもさることながら、造形的観点から見れば、像の台座にあたる石碑のかたちの放物線状のかたちをした先端部分が、「Atoms for Peace」キャンペーンのアイコンともいえ

も反対」する日本社会党・総評系グループと「社会主義国の核兵器は侵略防止のため容認すべき」とする日本共産党系の対立により、流会となる。平和記念公園では、「原水協を乗り越え、米ソ核実験反対闘争の推進を」という横断幕を掲げた全学連主流派が会場の一部を占拠し、参加者との間で小競り合いとなった³⁷⁾。

そうしたなか、同年同日、すでに二年前から、原水爆禁止日本協議会から分裂結成していた民主社会党（一九六〇年結党、一九六九年、民社党に改称）系の核兵器廃絶・平和建設国民会議（核禁会議）は、主催する会を平和記念公園で開き、慰霊碑前で、厳島の弥山で点火した「不滅の火」を移灯し、それを「平和の灯」と称する儀式まがいの示威行動を行った。それを司り、自ら移灯を行った人物は、同会議長の松下正寿（一九〇一—一九八六）であった³⁸⁾。核禁会議が他の原水爆禁止を訴える団体と決定的に異なる点は、「原子力の平和利用」を推奨し、日本における実験研究用原子炉の導入に積極的に関与したところにある。松下は一九五七年に訪英し、クリスマス島における水爆実験実施に遺憾の意を示す岸首相の親書を英国首相に渡す特使となった一方、五六年四月には、米国聖公会ワシントン教区会のすすめにしたがい、渡米して、スイミング・プール型の原子炉の寄贈申し出を受け入れ、大学総長として立教大学に、それを導入した張本人でもあった³⁹⁾。こうしてみると、松下が行った「不滅の火」の移灯儀式は、中曽根が、五六年五月、『中国新聞』に掲載した「この業火を新しい文明の火に転換すること」という記事に、連動したものであったことが見えて来る。

中国新聞社発行の『増補 ヒロシマの記録 被爆40年写真集』によれば、「核禁会議はこの年（六三年）引用者註）一二月三日、全国幹部会で「平和の灯」建設を決定。翌年完成を目標に、（そのデザインを引用者註）平和記念公園の設計者丹下健三東大教授に依頼する。灯建設の原案は、核禁広島県民会議から出たものであった⁴⁰⁾。先にも触れたが、浜井信三は五九年五月から広島市長に返り咲き、再び二期八年の任期を全うする。したがって、この時期、



図 21 「平和の灯」(1964年8月1日設置)

丹下にとって、広島で仕事がしやすい環境は整っていた。核禁会議発行の資料によれば、元々、丹下は、水の中に横たわる人物に火が灯るようなアイデアを持っていた。ところが、核禁会議の広島スタッフが描いた「人間の手が火を抱えたポスター」に触発され、考え直したものが、今日の「平和の灯」(図21)の原型になっている⁽⁴¹⁾。ちなみに、淡路島の南端に、一九六六年竣工した丹下健三による戦没学徒記念館にある放物円錐を半割りにしたような慰霊碑は、「合掌の形に思えてならない」⁽⁴²⁾ようなかたちをしている。それに対し、両手首を硬く揃え、両掌を一八〇度開いたような「平和の灯」のかたちは、折りをもはや解いた姿を連想させるものでもある。

いずれにせよ、「平和の灯」は一九六四年三月九日に第一回建設委員会が開かれ、その場で丹下によるデザインが披露された⁽⁴³⁾。同会委員長の松下の次に来る筆頭委員に名を連ねた人物は、当時、日本学術会議議長職にあった物理学者の茅誠司(一八九八—一九八八)であった。茅もまた、「自主、民主、公開」の三原則により、「原子力の平和利用」の研究を推進した中心人物であった⁽⁴⁴⁾。「平和の灯」は同年八月一日に竣工し、それにともない拡張された「平和の池」は、幅一七m、長さ七〇mのスイミング・プールのようなかたちになる。その結果、碑後方の敷地一帯は、それが花壇であった頃にも増して、人の立ち入りが難しくなる。

現在、「平和の灯」のいわれには、「全国一二宗派から寄せられた『宗教の火』、溶鉱炉などの全国の工場地帯から届けられた『産業の火』が一九四五年八月六日生まれの七人の広島乙女により点火された」と公表されている⁽⁴⁵⁾。

しかし、この灯設置に関して主導的位置にあった核禁会議、ならびにその議長松下正寿や筆頭委員の茅誠司の経歴に照らし合わせてみるに、「人間の手が抱えた〈不滅の火〉」を型どった「平和の灯」が意味するところは、「被爆の記憶」を「原子力の夢」に接続する行為、すなわち「原子力の平和利用」の「不滅」を意味するものとして見えてくる。

おわりに

以上、広島平和記念公園中心部のかたちは、一九四九年から一九六四年にかけ変化し続け、その受容のされ方も、その頃までは、流動的なものであった。それぞれのかたちが示すところは、広場に関しては、平和憲法の理念を反映するものに始まり、紫宸殿南庭のかたちに近づいたともいえる設計変更を経て、皇室の参拝や政治集会のための中央通路の恒常化となった。「追悼空間」は、五〇年代半ばまで、死没者を近しく感じる人が集まる場であった。ところが、その後の「原子力の平和利用」政策により、徐々にそこから人が遠ざけられてゆく流れを追うことができた。言い換えれば、それは、「戦後民主主義」を具現化していた「平和広場」の分断と消滅を経て、最終的には「追悼空間」からもさえ人が消えてゆく流れであった。平和記念公園中心部一帯から、徐々に人が排除され、立ち入り不能となっていた時期は、日本において、原子力基本法の施行（一九五六年）から、原子力発電の成功（一九六三年）を経て、それを記念する「原子力の日」制定（一九六四年）に至るまでの時期に見事に重なっている。広島平和記念公園は、その平面配置の厳肅性から「聖地創造」の文脈で語られてきた。しかし、この空間が今日の状態に至った経緯については、同時代の政治や社会情勢と照らし合わせることによって、もう一つの相貌が現われてくる。そうしたことに、改めて目を向ける時期に来ているのではないだろうか。

- (1) 註
丹下の共同設計者は以下の三名である。浅田孝（一九二二—一九九〇）、大谷幸夫（一九二四—二〇一三）、木村徳国（一九二六—一九八四）。
- (2) 岸田日出刀「広島市平和記念公園及び記念館競技設計当選図案審査評」『建築雑誌』一九四九年一〇、十一月号、三八頁。同評で岸は、「アーチを越して川越に遠く元産業奨励館の絵画的残骸を望むヴィスタの効果を狙った本案の計画は、なかなか非凡である」とも評している。
- (3) 「広島ピースセンター」[現・広島平和記念資料館および平和公園]「メタポリズムの未来都市」展図録、森美術館、二〇一二年、三〇頁。
- (4) 大東亜共栄圏建設營造計画については、以下に挙げる中真巳と井上章一と五十嵐太郎が、伊勢神宮については藤森照信が、厳島神社については鈴木博之が、それぞれ、広島平和記念公園との共通点を指摘している。
- 中真巳『現代建築家の思想 丹下健三序論』近代建築社、一九七〇年。
- 井上章一『アート・キッチュ・ジャパネスク——大東亜のポストモダン』青土社、一九八七年、二八五—二九四頁。
- 藤森照信「広島ピースセンター」『丹下健三』新建築社、二〇〇二年、一一九—一六九頁。
- 鈴木博之「聖地創造——丹下健三の広島」『日本の（地霊）』講談社現代新書、一九九九年、二八—四八頁。
- 五十嵐太郎「近代日本における慰霊の建築と空間」『ゲンロン2 慰霊の空間』ゲンロン、二〇一六年、七四—九〇頁。
- (5) 註(4)のうち、とりわけ鈴木博之が、この言い回しを用いている。
- (6) 「設計要件」の中味について、現在確認できるものなかでは、「広島平和記念公園及び記念館募集」『建設月報』建設省大臣官房広報室発行、一九四九年六月号が、最も詳しい。その詳細については、頼原澄子『原爆ドーム 物産陳列館から広島平和記念碑へ』吉川弘文館、二〇一六年、七三—七四頁、ならびに以下の拙論を参照。越前俊也著「丹下健三」『広島プロジェクト』と原爆ドーム——旧産業奨励館が焼け野原から平和の象徴にいたるまで——『文化学年報』第六一輯、同志社大学文化学会、二〇一二年、一〇九—一四八頁。
- (7) 註(4)に挙げた鈴木博之が、その典型であり、同公園の碑付近の造形を海上神社の厳島神社になぞらえている。
- (8) 註(6)前述の『建設月報』九八頁によれば、同コンペ応募者に提出が求められた図面は、①全体計画平面図、②敷地全体を見渡す鳥瞰図、③建築略設計図（平面図、立面図）の三件、四点であった。丹下らの設計案は、このうち①の全体計画平面図

- (9) を南北逆転した状態で掲載している。それに対し、②敷地全体を見渡す鳥瞰図は、南側から北に向けた俯瞰図を掲載した。丹下健三、浅田孝、大谷幸夫、木村徳国「広島市平和記念公園及び記念館競技設計等選案」『建築雑誌』、一九四九年一〇、一月号、四〇—四三頁には、次のような記述がある。「わたたくし達は—広島市民の有効に利用しうる中心的なコミュニティ⁽⁷⁾センターになりうるもの、しかも、それが世界的に何らかの機能的役割を果たしうるものであるべきであって、単なる記念碑では絶対にあつてはならないこと—を強調した。（中略）いま建設しようとする施設は、平和を創り出すための工場でありたいと考へた。その「実質的な機能」をもった工場が、原爆の地と結びつくことによつて、「精神的な象徴」の意味を帯びていくことは極く自然なことであらう」（四三頁）。
- (10) 同右。
- (11) The Core of Hiroshima: Presented for 8th CIAM congress. 『新建築』第二九卷、第一号、新建築社、一九五四年一月号、四頁。
- (12) 『広島市議会史 昭和（戦後）編』広島市議会、一九九〇年、一一四—一一五頁。
- (13) 広島平和記念都市建設法第一条は、次のようにうたわれている。「この法律は、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設することを目的とする。」
- (14) 広島市議会史 新聞資料編『広島市議会』、一九八三年、六七四頁。
- (15) 越前後也「イサム・ノグチ〈広島の亡き人々のための記念物〉再考」『美術史』第一七七冊、美術史学会、二〇一五年、一七—一三二頁。
- (16) 註(4)井上章一、二九二頁。ただし、井上はこの形容を丹下の「大東亜共栄圏建設營造計画」のうち「忠霊神域」にあてて使っている。
- (17) 原武史「完本 皇居前広場」文春文庫、二〇一四年、二〇—二六頁。
- (18) 岸田日出刀『京都御所』相模書房、一九五四年、序二頁（頁数記載なし）。
- (19) 宇吹暁『平和記念式典の歩み』広島平和文化センター、一九九二年、七六頁。
- (20) ちなみに、図13にある番号は、以下の館名が付されている。②原子力科学館（平和記念資料館）、③復興館、④観光館、⑤専売館、⑥電信電話館、⑦郵政館、⑧生活文化館。
- (21) 註(19)に同じ。
- (22) 註(19)、七六一七七頁。

- (23) 浅田孝「広島記念公園および記念館」『建築雑誌』九七四号、日本建築学会、一九六六年二月号、六一一頁で、同写真は、「S・27年平和記念式の状況」という、キャプションが付されている。また、註(3)に挙げた『メタボリズムの未来都市』展図録（二〇一二年）においても、同写真のキャプションは「竣工間もない頃の平和記念式典 一九五五年 撮影・読売新聞社」となっている。いうまでもなく、これらの記載年は、一九六〇年の誤りである。
- (24) 広島市公文書館所蔵、丹下書簡第二二信、第二三信。註(6)拙論、一三六、一三七頁に再録。
- (25) 註(5)拙論、一二二頁。
- (26) 丹下健三「慰霊碑」『新建築』新建築社、一九五四年一月号、一四頁。
- (27) ここで用いている「奮い」と「鎮め」の用語は、以下の著者の発想に負っている。西村明『戦後日本と戦争死者慰霊—シズメとフルイのダイナミズム』有志舎、二〇〇六年。
- (28) 『朝日新聞』大阪版、一九五二年八月六日。
- (29) 広島県総務部県史編纂室『原爆三十年史—広島県の戦後史—』広島県、一九七六年、三〇〇—三〇一頁。
- (30) 丹下健三「5万人の広場」『現実と創造 丹下健三 1946-1988』美術出版社、一九六六年、八九—九一頁。（初出『芸術新潮』一九五六年一月号）。
- (31) 丹下は、アドルフ・ヒトラーお雇い建築家の「シュペヤールのなものを夢見ていた」とされる。註(4)井上章一、二九二頁。
- (32) 山本昭宏「核エネルギー言説の戦後史 1945-1960」人文書院、二〇一二年、一七〇—一七二頁。
- (33) 中曽根康弘「広島原子力平和利用博覧会に期待する」『中国新聞』夕刊、一九五六年五月一日。ただし、註(2)山本昭宏、一七二頁からの再引用による。
- (34) 註(2)山本昭宏、一七二頁、および一六三—一六四頁。
- (35) 「第5回日本全国国会議員大会」『広島青年会議所創立20周年記念誌』広島青年会議所、一九七〇年、頁数記載なし。
- (36) 福岡良明「被爆の明るさ」のゆくえ、福岡良明、山口誠、吉村和真編著『複数のヒロシマ』青弓社、二〇一二年、二六—七〇頁のうち、五九—六〇頁。
- (37) 『増補 ヒロシマの記録 被爆40年写真集』中国新聞社、一九八六年、一六七頁。
- (38) 同右、一六五頁。
- (39) 「立教大学の原子炉」<https://sites.google.com/site/rikkyogenshin/>

- (40) 註(37)前掲書、一六五頁。
- (41) 「座談会 核禁会議結成前後「あのころ・あのこと」」「核兵器廃絶と恒久平和を求めて 核禁会議三十年史」「核兵器禁止平和建設国民会議、一九九四年、一九九頁。
- (42) 註(4)藤森照信、一八四頁。
- (43) 「平和の灯」の建設」註(41)前掲書、一四〇—一四五頁。
- (44) 吉岡斉「新版 原子力の社会史 その日本的展開」朝日新聞出版、二〇一一年、六四—七一頁。
- (45) 広島市HP「18平和の灯」http://www.pcfcity.hiroshima.jp/virtual/VirtualMuseum_four/reih/four_18.html「最終閲覧 二〇一七年一月二十九日二時三七分」

挿図出典一覧

- 図1 Google マップ「広島平和記念公園」地理院写真
- <http://user.numazu-ct.ac.jp/~tsato/webmap/map/gmap.html?data=history>「最終閲覧日時：二〇一七年一月一四日一八：〇〇】
- 図2 『建築雑誌』、一九四九年一〇、一一月号、四〇頁。
- 図3 『建築雑誌』、一九四九年一〇、一一月号、四二頁。
- 図4 丹下健三「現実と創造 丹下健三 1946-1958」美術出版社、一九六六年、五〇頁。
- 図5 『メタポリズムの未来都市』展図録、森美術館、二〇一二年、三四頁。
- 図6 *Isamu Noguchi a sculptor's world*, New York, 1968, p.200.
- 図7 『原爆市長 浜井信三 復刻版』ソフトプロジェクト、二〇一一年、一五二頁。
- 図8 岸田日出刀『京都御所』相模書房、一九五四年、第四四(四五頁)。
- 図9 (左) 丹下健三、藤森照信『丹下健三』新建築社、二〇〇二年、一四四頁(ただし、同著では、この図面の制作年を一九五〇年としている)。
(右) 図2に同じ。
- 図10 丹下健三、藤森照信『丹下健三』新建築社、二〇〇二年、一〇三頁。

- 図 11 『被爆50周年図説戦後広島史 町と暮らしの50年』広島市総務部公文書館、一九九六年、二七〇頁。
- 図 12 『毎日新聞大阪版』一九五七年八月六日夕刊一面。
- 図 13 『被爆50周年図説戦後広島史 町と暮らしの50年』広島市総務部公文書館、一九九六年、二七四頁。
- 図 14 『増補 ヒロシマの記録…被爆40年写真集』中國新聞社、一九八六年、一四五頁。
- 図 15 『読売新聞大阪版』一九六〇年八月六日夕刊一面。
- 図 16 『新建築』第二九卷、第一号、新建築社、一九五四年、一四頁。
- 図 17 宇吹暁『平和記念式典のあゆみ』広島平和文化センター、一九九三年、二七頁。
- 図 18 丹下健三『現実と創造 丹下健三 1946-1958』美術出版社、一九六六年、九〇頁。
- 図 19 『毎日新聞大阪版』一九五六年八月六日夕刊一面。
- 図 20 『被爆50周年図説戦後広島史 町と暮らしの50年』広島市総務部公文書館、一九九六年、二二七頁。
- 図 21 広島市 HP 18 平和の灯

http://www.pcf.city.hiroshima.jp/virtual/VirtualMuseum_j/tour/ireihi/tour_18.html

〔最終閲覧日時：二〇一七年一月三〇日一三時〇四分〕